入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは 第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届</u> 出をした	第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは 第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽</u> の届出をした場合又は同条第3項若しくは第 4項の規定により被保険者証の返還を求めら
場合においては、その者に 対し100,000円以下の過料を科する。	<u>れてこれに応じない</u> 場合においては、その者に 対し100,000円以下の過料を科する。